

ダイジェスト版

渋川市

次世代育成支援後期行動計画

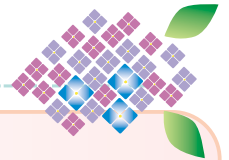
(平成22年度～平成26年度)

子育てと成長の喜びを実感できる
魅力のあるまち渋川

～未来を生きる子どもたちの、笑顔あふれる社会を目指して～

平成22年3月
渋川市

■計画策定の目的



■次世代育成支援行動計画策定の趣旨について

わが国では、依然として少子化が急速に進行しています。

総人口も平成16年をピークに減少に転じ、今後もこの減少傾向が続くと予想されています。

少子化の背景には、核家族化の進行や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化といった価値観の変化とともに、就労と子育ての両立の困難や、経済的な事情から結婚したくてもできないといった社会状況の変化があると考えられており、希望する者が結婚・出産・子育てを実現できる環境づくりが強く求められています。

このため、国は平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、これにより、すべての地方自治体は次世代育成支援対策のための「地域行動計画」を策定することになりました。

本市においても、平成17年3月に旧渋川市、旧伊香保町、旧小野上村、旧子持村、旧赤城村、旧北橋村の6市町村がそれぞれ、多様化する子育てニーズに対応した「次世代育成支援行動計画」を策定し、事業を実施してまいりました。そして6市町村合併を機に、6地区の行動計画を平成19年度に「渋川市次世代育成支援行動計画」として統合しています。

そしてこのたび、前期計画期間の5か年が経過したことにともない、平成22年度から平成26年度を計画期間とする、渋川市次世代育成支援後期行動計画を策定し、安心して子どもを生み育てることができる「子育てしやすいまち」にするため、総合的かつ計画的に子育てを支援する施策を推進していきます。

■計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」(第8条)に基づく法定計画であり、平成17年度を始期とする10年間の次世代育成支援のための集中的・計画的な取り組みについて、市のあらゆる分野での子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるべく策定しています。

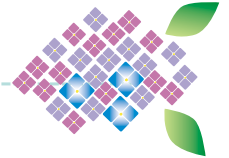
後期行動計画では、その施策において前期行動計画を踏襲し、計画の推進方法など、前期行動計画の検証の結果、あげられた課題に対応し、子どもたちと子育て家庭への支援について、「目標達成のための行動計画」を示しています。

また、計画の推進にあたっては、「渋川市総合計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図ります。

■計画の期間

後期行動計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化や子育て支援のニーズに対応するため、適宜必要な見直しを行います。

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画期間	前期行動計画					後期行動計画				



■計画の基本的視点

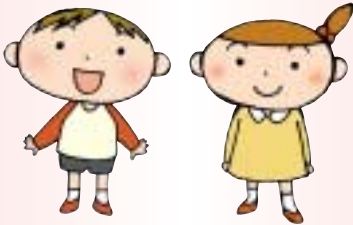
本計画の策定にあたり、次の3つの視点を基本的視点と位置づけます。

1

子どもの視点

子どもが いきいき育つ

子どもが未来に向かって夢と希望を抱き、いきいきと健やかに育つための社会づくりを進めます。そして、子どもたちの生きる力、自ら考え行動する力を大切にします。

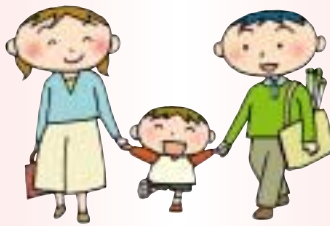


2

親の視点

親が安心して 子育てを楽しむ

親がゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進し、子どもを育てる喜びや楽しみを実感できるまちを目指します。



3

地域の視点

地域が 喜びを実感する

地域社会がそれぞれの役割を担いながら連携を図り、地域全体で支援していく取り組みを進めます。



■計画の基本理念

子育てと成長の喜びを実感できる 魅力のあるまち渋川

～未来を生きる子どもたちの、笑顔あふれる社会を目指して～

子どもは生まれながらに無限の可能性を持ち、未来を担う大切な存在です。

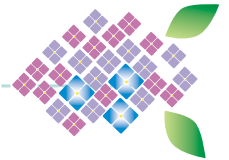
そこで、子どもたちの生きる力、自ら考え行動する力を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、いきいきと、そして笑顔で育っていくための社会づくりが必要です。

また、親が子育ての責任を自覚して、子育てを通じて自らも成長することを目指すとともに、ゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進し、子育ての喜びを実感できるまちづくりを進めます。

さらに、地域全体の取り組みとして、「地域の子どもは地域で育む」ことの共通認識のもと、地域と行政が連携して子育て家庭を支援していく仕組みづくりを進めます。

そして子どもたちの未来が、笑顔であふれる輝かしい社会であるための、魅力あるまちを目指します。

施策の体系



基本理念

基本目標

基本施策

子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川

基本目標 1

地域における子育ての支援

- ① 地域における子育て支援サービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 子育て支援のネットワークづくり
- ④ 児童の健全育成

基本目標 2

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

基本目標 3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

- ① 良質な住宅の確保
- ② 良好な居住環境の確保
- ③ 安全な道路交通環境の整備
- ④ 安心して外出できる環境の整備

基本目標 5

職業生活と家庭生活との両立の推進

- ① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- ② 仕事と子育ての両立の推進

基本目標 6

子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標 7

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 母子家庭等の自立支援の推進
- ③ 障害児施策の充実

■行動計画の基本目標

基本目標 1 ●地域における子育ての支援

子どもの減少と同時に、地域社会におけるつながりも希薄となっており、子育て中の親同士も交流をもたなくなってきました。

地域は、子どもが成長する過程で、家庭と並ぶ重要な活動基盤です。本市では地域における様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域全体での子育て支援を推進します。



①地域における子育て支援サービスの充実

②保育サービスの充実

③子育て支援のネットワークづくり

④児童の健全育成

主な施策

- ファミリー・サポート・センター
 - 産前・産後サポート事業
 - 病後児保育
 - 地域子育て支援センター
 - 子育てサロン（A・B）
 - 通常保育
 - 延長保育
 - 保育料第3子以降の無料対象の拡大
 - 放課後児童健全育成
 - ブックスタート
- など

基本目標 2 ●母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもが健康に生まれ育つためには、母子の健康の確保を図る必要があります。そこで、母子の健康確保に向けた乳幼児健康診査や、医療体制の充実を図ります。

また、食育や心のケアなど、保育所、幼稚園・学校を中心とした取り組みを推進します。



①子どもや母親の健康の確保

②食育の推進

③思春期保健対策の充実

④小児医療の充実

主な施策

- すくすく教室
 - 親と子の健康相談
 - 健康診査
 - 不妊治療対策
 - 小学生とその保護者を対象とした料理教室
 - 思春期の心と体の健康相談
 - 子ども医療費助成
 - 小児医療及び救急医療体制の充実
- など

基本目標 3 ●子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭・学校・地域が連携を図り、子どもの生きる力、自ら考え行動する力や可能性を伸ばす教育を目指します。また、未来を担う子どもたちが将来に夢と希望をもって、健やかに育っていけるよう、教育環境の充実を図ります。



①次代の親の育成

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

③家庭や地域の教育力の向上

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進



主な施策

- 小中高生等と乳幼児とのふれあい
 - 小中学校教育活動支援事業（マイタウンティーチャー）
 - 国際理解教育の推進
 - 地域人材バンク制度（学校支援センター）の開設
 - 学校評議員制度
 - 幼稚園・保育所・小学校の連携
 - 子育て支援講座の実施
 - 定例補導活動
- など

基本目標 4 ●子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した、快適でゆとりのある生活・居住環境の整備を推進していくとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。



①良質な住宅の確保

②良好な居住環境の確保

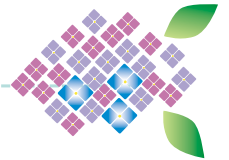
③安全な道路交通環境の整備

④安心して外出できる環境の整備



主な施策

- 賃貸住宅の借上
 - シックハウス対策
 - 段差のない幅の広いバリアフリーに対応した歩道の整備
 - 子育て世帯への情報提供
 - 施設のバリアフリー化の推進
 - 防犯灯の充実
- など



基本目標 5 ● 職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との両立ができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。また、職場の、子育てに対する配慮を啓発するとともに、男性の子育て参加を促し、夫婦が協力して家事・育児を行えるような環境づくりを図ります。



①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

②仕事と子育ての両立の推進

主な施策

- 講習会による仕事と子育ての両立の推進
- 子育て学習会
- 仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランス推進 など

基本目標 6 ● 子どもの安全の確保

子どもが安全に日常生活を送ることができるよう、関係機関や団体等と連携を図り、交通安全の確保及び防犯体制の充実を図ります。



①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

③被害に遭った子どもの保護の推進

主な施策

- 交通安全教育
- 渋川市安全で安心なまちづくりの推進
- 保育所、幼稚園の防犯対策
- コアラメールの活用
- 問題を抱える児童に対する専門チームの編成 など

基本目標 7 ● 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待やいじめ、不登校などの社会問題に対して、各関係機関や団体との連携を強化し、支援体制の確立を図ります。また、ひとり親家庭に対する相談や経済的支援体制の充実を図ります。



①児童虐待防止対策の充実

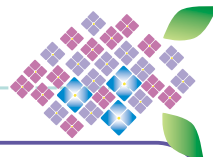
②母子家庭等の自立支援の推進

③障害児施策の充実

主な施策

- 家庭児童相談員
- 渋川市要保護児童対策地域協議会
- ひとり親家庭激励事業
- 母子自立支援員
- 心身障害児早期療育指導委員会
- 保育所、幼稚園における障害児の受け入れ など

■計画の推進



《計画の推進体制》

本計画の推進にあたっては、福祉、教育、保健医療、住環境などの関係部署、関係機関との連携を図り、子育て家庭を地域全体で支えていく体制の整備を推進し、施策の進行状況の管理及び実施状況の点検評価を行うとともに、本市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に応じて適宜見直しを図ります。

《関係機関等との連携》

本計画の推進にあたっては、市と地域の関係機関や子育て支援・青少年育成団体との連携・協働を進めながら、地域に密着した取り組みを積極的に進めます。

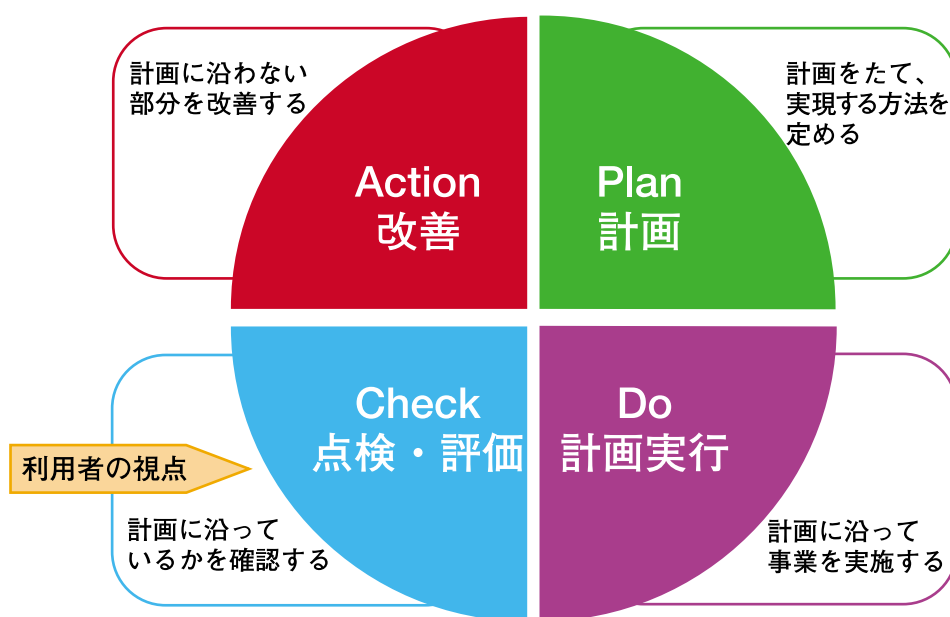
また、本計画の実施にあたっては、家庭、学校、地域、行政、企業などが連携し、それぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

《計画の進行管理》

本計画の実施にあたっては、事業目標の達成状況はもとより、利用者の満足度や要望を十分に取り入れるなど、利用者の視点に立った評価を盛り込んだ、P（Plan：計画）、D（Do：計画実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）サイクルを導入するとともに、実施計画を作成し、各事業を計画どおり円滑に進め実効性のあるものにしていきます。

また、計画に基づく事業の実施状況や評価については、市の広報やホームページなどを活用し広く市民に公表していきます。

《PDCA サイクルイメージ図》



発行：渋川市保健福祉部こども課

住所：〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

TEL：0279-22-2111（代） FAX：0279-24-6541